

報告

動物実験実施に関する共通基本指針の策定
を中心とした機関管理制度の充実について



令和5年9月27日

日 本 学 術 会 議

基礎医学委員会・基礎生物学委員会・統合生物学委員会・
食料科学委員会・臨床医学委員会・薬学委員会合同
実験動物分科会

この報告は日本学術会議 基礎医学委員会・基礎生物学委員会・統合生物学委員会・食料科学委員会・臨床医学委員会・薬学委員会合同実験動物分科会の審議結果をまとめ公表するものである。

日本学術会議 基礎医学委員会・基礎生物学委員会・統合生物学委員会・食料科学委員会・臨床医学委員会・薬学委員会合同実験動物分科会

委員長	小幡 裕一	(連携会員)	理化学研究所バイオリソース研究センター 客員主管研究員
副委員長	城石 俊彦	(連携会員)	理化学研究所バイオリソース研究センター センター長
幹事	金井 正美	(連携会員)	東京医科歯科大学統合研究機構基盤クラスター 実験動物センター 教授
	伊佐 正	(第二部会員)	京都大学大学院医学研究科神経生物学分野 教授
	甲斐 知恵子	(連携会員)	東京大学生産技術研究所 特任教授・名誉教授
	加藤 総夫	(連携会員)	東京慈恵会医科大学医学部 教授
	中村 卓郎	(連携会員)	東京医科大学医学総合研究所 特任教授
	米田 美佐子	(連携会員)	東京大学生産技術研究所 特任教授
	浦野 徹	(連携会員 (特任))	自然科学研究機構 生理学研究所 特命教授
	杉山 文博	(連携会員 (特任))	筑波大学生命科学動物資源センター 特命教授

本報告の作成に当たり、以下の参考人の協力をいただいた。

参考人	越本 知大	宮崎大学フロンティア科学実験総合センター長教授
	坂東 武彦	新潟大学名誉教授
	三浦 竜一	東京大学ライフサイエンス研究倫理支援室教授

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務局	増子 則義	参事官（審議第一担当）（令和5年4月まで）
	根来 恭子	参事官（審議第一担当）（令和5年5月から）
	山田 寛	参事官（審議第一担当）付参事官補佐（令和5年3月まで）
	若尾 公章	参事官（審議第一担当）付参事官補佐（令和5年4月から）
	作本明日香	参事官（審議第一担当）付審議専門職付（令和5年3月まで）
	冲山 清観	参事官（審議第一担当）付審議専門職付（令和5年4月から）

要 旨

1 作成の背景

我が国の動物実験に関するいわゆる「2006年体制」の整備以来、社会的に理解され支持され得る制度のもとで適正な動物実験等の実施が進められ、その成果は、医療・食農産業・生命科学・教育などの推進に大いに貢献してきた。この体制は、動物福祉の尊重のもと、各研究機関等が、そこで行われる動物実験を管理する「機関管理」を原則としており、現在までにこの体制が多くの研究機関等で整えられ、また、その第三者検証（外部検証）や動物実験に関する情報公開も進められて広く制度として定着してきたところである。一方、動物実験に関する公的な制度の基盤が設けられた2006年から17年以上が経った現在、国民や国際社会の信頼を得て生命科学に貢献する動物実験を実施するためには、全国共通の基本指針が定められていないなどの、いくつかの課題が残されている。

2 現状及び問題点

現在の機関管理制度をさらに安定的に継続し、基礎生命科学研究はもとより、今後その懸念がさらに高まるパンデミックを含む医療問題、あるいは食料問題をはじめとする多くの課題の解決のための動物実験を全国共通の基本方針で迅速に実施するには、下記の3つの問題が存在している。

特に重要な第一の問題は、現在の動物実験基本指針が、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省の3省に限定してそれぞれ独立に定められている点である。これは、我が国の動物実験を支える体制が統一されていないことを意味するだけでなく、これら3省以外の国の管轄下にある機関において進められる動物実験が、国の指針の管理の外で行われてしまう可能性を許容するものである。これら3省以外の諸省庁が管轄する動物実験を行う機関にも共通して適用される「共通基本指針」の策定とそれを遵守するための制度化が求められている。

第二の問題点は、現在の3省基本指針においては、外部検証とその結果の公開が「努めること」とのみされており、動物実験を進める機関の務めであることが明記されていないため、その実施が徹底されていないという現状がある。省庁や管轄の壁を越えて適用される上述の「共通基本指針」において、外部検証と検証結果の公開が動物実験を進める者の務めであることを明記する必要がある。

第三の問題点は、現在の3省指針においても、動物実験に関する「情報を公開すること」とはされているものの、公開された情報を一元的に把握する公的な制度が構築されていないため、やはり実効性が十分ではないという問題である。そのために、動物実験の全国的な実施状況と動向を可及的一元的に把握し公開化するための公的なシステムの構築とその運用が必要であり、その旨を省庁や組織を超えた「共通基本指針」に明記する必要がある。

3 報告の内容

上記の3点の問題点を解決、改善するために、省庁を超えた「共通基本指針」の策定と適用を制度化するとともに、各機関の外部検証の務め、及び公的な動物実験情報集約体制の構築を明記することを国の主導によって推進し、それを通じて、我が国の動物実験を、さらに広く、充実した制度として公的に整えていくことが必要である。これらを実現するには、研究者集団の総意に基づく提案とそれに対する行政や関係機関、そして広く社会からの理解と支援が必須である。このため、政府や関係機関及び社会に向けた提案として日本学術会議から意思の表出をすべきであると考えた。そこで、第25期日本学術会議実験動物分科会では、この問題について審議を行った。本報告は、その結果をとりまとめたものである。

具体的には、以下の3項目について合意に達した。

- (1) 文部科学省、厚生労働省及び農林水産省以外の諸省庁も含め、動物実験を行う公的な省庁・組織・民間が準拠しうる「共通基本指針」の策定と、それを遵守するための制度の実現が必要である。
- (2) 同指針中に、動物実験の透明性を担保するため、外部検証を受けることを各機関が責任をもって行うべき務め、すなわち責務であることを明記するとともに、すべての機関が外部検証を受けるための公的制度を整備する。このことにより、国民の動物実験の機関管理への信頼を高めるとともに、国際社会の中で日本の生命科学の評価をさらに高めることになる。
- (3) さらに、動物実験に関する情報の公開が責務であることを同指針中に明記するとともに、公表された情報を一元的に集約するための公的システムを構築し、我が国全体の動物実験に関する情報の把握を可能にする。

以上

目 次

要 旨

1. 作成の背景	i
2. 現状及び問題点	i
3. 報告の内容	ii

本 文

1. はじめに	1
2. 動物実験等に関する 2006 年体制成立の経緯と現状	3
3. 動物実験等の機関管理の現状	5
4. 我が国における動物実験の外部検証の現状	7
5. 我が国における動物実験の情報公開の現状	8
6. 現状の 3 省基本指針に基づいた管理体制の問題点のまとめ	10
7. 本報告をめぐるグローバルな状況～経緯と現状	13
8. 動物実験等の機関管理制度の充実を目指して	15
9. 報告の骨子	16
10. おわりに	17
参考文献	18
審議経過の記録	20

1. はじめに

動物を教育、検査、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供すること（動物実験等）が、人の健康的な生活を確保し、福祉を促進することのみならず、動物の健康増進等のためにも必要な手段であることは、国際的にも広く理解されており、その確実な推進と継続のための制度が我が国においても整備されてきたところである。動物実験等の重要性は、先般のパンデミック、さらには現存し、また今後生じうる健康上の諸問題の解決においても、一国にとどまらない地域や国際的レベルにおける対応の必要性の面から再確認されてきた。これらの状況をかんがみ、国内の動物実験を管理する制度の充実の必要性がますます高まっている。

一方、動物実験は動物愛護の観点から適正に行わなければならないという大原則も国際的に広く認識され共有されている。適正な動物実験を社会的に理解され支持される体制のもとで推進するための管理体制の整備は、国内における諸問題を解決するにあたり、最優先で解決すべき重要な課題であることは言を俟たない。

我が国においては、2006年、それ以前に存在していた諸法令等が整備され、一般に「動物実験の2006年体制」と呼ばれる体制が整えられた。その背景と経緯については次節に詳述するが、この「2006年体制」は、その後の我が国における動物実験の基本的な方針となり、以来、今日まで、その維持と推進のためのさまざまな制度整備が進められた。

特筆すべきは、この「2006年体制」が、文部科学省、厚生労働省、ならびに農林水産省の3省それぞれによる動物実験実施に関する基本指針の策定を進める基盤となったことである。これらの基本指針は、各研究機関等が、動物福祉の尊重のもとにそこで行われる動物実験を管理する「機関管理」（かつては「自主管理」と呼称されていたが、実態を正確に表す「機関管理」の語が現在では使われている）を原則としており、各機関における動物実験規程の策定に加え、その透明性と客観性の担保のための第三者検証（外部検証）の実施に努めること、また、動物実験に関する情報公開を行うこと、などを明記している。これらによって多くの機関における動物実験の基盤的体制が整い、同体制のもと、社会的に理解され支持され得る制度のもとで適正な動物実験等の実施が進められているところである。なお、これらの体制の整備に際し、日本学術会議が内閣総理大臣に提出した「動物実験ガイドラインの策定について（勧告）」（1980）、及び、「動物実験に対する社会的理解の促進のために（提言）」（2004）が果たした役割が大きかったことを付記したい。

この「2006年体制」が、それまでの我が国で不十分であった適正な動物実験を推進する上でのさまざまな体制を形作る契機となるとともに、研究者や動物実験にかかわる人々の意識を大きく変化させ、動物実験は、適正に透明性と客観性をもって社会的に理解され支持される形で進められなければならない、という考えを浸透させたことは高く評価されねばならない。その一方で、この「2006年体制」の約17年あまりの実践と推進に伴い、さらにその実効性を高めていく上で不十分な点も浮かび上がってきた。本分科会においては、現状の詳細な分析を行うとともに、関連の分科会、委

員会、学術団体等の意見を聴取し、その問題点を分析するとともに、対応する方策を検討してきた。

最も重要なその第一の問題点は、この体制の中心的規範となっている「動物実験基本指針」が、上記の３省によって個別に策定されている、という点にある。このことがもたらす帰結は、①これら３省の指針には細部における差異があり、我が国において「統一された」指針がない、という状況を容認してしまっていること、ならびに、②現実に、これら３省以外の省庁や公共団体等の管轄下で行われている動物実験が少なくないにも関わらず、３省以外の省庁等は「動物実験基本指針」を定めていない状況のもとで動物実験等を行うことを容認してしまっていること、の２つを挙げることができる。

省庁の壁を越えた我が国の動物実験全体を対象とした指針が存在しないというこのような現状は、さらに、以下の第二、及び、第三の問題点を生み出している。すなわち、これらの３省指針において、機関管理制度の透明性と客観性を高めるために「努めるべき」とされている外部検証が、動物実験を進める機関の「務め」とされていないため、その実効性が保証されておらず、さらに上述のように、これら３省以外では求められてすらいらないという第二の問題点。加えて、これらの指針に基づいて「動物実験に関する情報公開」が進められてきているものの、その情報を一元的に集約するシステムが整っていないために、我が国全体の動物実験に関する情報が省庁の壁を越えて共有されていないという第三の問題点である。

このような現状の分析に基づき、実験動物分科会は、この 2006 年体制をさらに安定させ、我が国の動物実験の体制を十分に完備させるには、下記の３点の対応が喫緊に必要である、という考えを持つに至った。

- (１) 省庁や所轄行政単位を超えて適用される「共通」の動物実験基本指針（以下、共通基本指針）を策定すること
- (２) 動物実験の客観性と透明性を担保するために、既に３省指針のもとで「努力目標」として進められている第三者外部検証を、動物実験を行う機関の「責務」とすることをこの共通基本指針に明記すること
- (３) 動物実験に関する状況の一元的把握のため、既に３省指針に明記され進められている動物実験に関する情報公開において、公開された情報を一元的に収集する体制を整備することをこの共通基本指針に明記すること

このような「共通基本指針」の策定によって、我が国の動物実験体制をさらに安定的な体制として維持・継続することは、我が国の動物実験体制の充実を実現し、今後その懸念がさらに高まるパンデミックを含む医療問題、あるいは食料問題をはじめとする多くの課題に臨むための体制を整えるうえでも急務であると考ええる。また、このような省庁を超えた体制を構築するためには、国のレベルでの制度構築と推進が必要であり、特定の学協会や行政組織・関連機関からの提案ではなく、日本学術会議からの問題提起が適切である。このような状況にかんがみ、実験動物分科会は、今後我が国が進むべき動物実験を用いた科学研究の推進と研究成果の活用を促進させるための施

策を提示する必要があるという結論に至った。

2. 動物実験等に関する 2006 年体制成立の経緯と現状

前述の我が国の動物実験に関わる 2006 年体制は、現在、広く受け入れられ、その実効性が十分に達成されつつある。しかし、我が国における動物実験のすべてが十分な管理体制のもとに国際的にも認められる水準で進められているとするには、改善されるべき点が残されている。その問題点の理解には、この体制がどのように成立し、現状においてどのような制度から構成されているかの理解が不可欠であり、まず、その経緯を説明し、現状の問題点を指摘する。

1973 年に施行された「動物の保護及び管理に関する法律」[1]（以後、動物愛護管理法）は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めており、環境大臣が動物（家庭動物等、展示動物、産業動物、実験動物）の飼養及び保管に関して基準を定めることができた。このうち、「実験動物」については「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（1980 年）[2]が制定されたものの、同基準は、実験に使用される動物（実験動物）の飼養と保管に関するものであり、動物を用いた実験（動物実験）を適正に実施するための基準・指針は長らく存在していなかった。しかし、そのためのルールの設定は、社会的に理解され得る研究を進めるためにも必要であるとともに、国際的にも広くかつ強く求められていた。

そこで、日本学術会議は同年、「動物実験ガイドラインの策定について（勧告）」（1980）を内閣総理大臣に提出した[3]。文部省（当時）は、我が国の大学等における動物実験のあり方について、科学的にはもとより、動物福祉の立場からも適切な配慮が必要であるとの視点に立ち「大学等における動物実験について（通知）」（1987 年）[4]を所管の大学及び高等専門学校に通知した。さらに、日本学術会議は動物実験の管理体制を改善させる二つの方策として（1）統一ガイドラインの制定、及び、（2）研究機関の自主管理（機関管理）を第三者的立場から評価する機構の設置を提案し、「動物実験に対する社会的理解を促進するために（提言）（2004）」[5]として報告した。

これらの動きを受け、2005 年に大きく改正された動物愛護管理法には、既に盛り込まれていた「苦痛の軽減」の文言に加え、「代替法の利用」及び「使用数の削減」等が、配慮事項として追加された[1]。これによって、国際的に普及・定着していた動物実験の基本的理念「3 Rs（Replacement、Reduction、Refinement）の原則」[6]が我が国の法令等に明示されるに至った。

そして 2006 年に入り、この動物愛護管理法の改正を受け「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」は「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」[2]（以降、飼養保管基準と呼称）へと改正された。さらに、上述の 2004 年の日本学術会議提言を受け、文部科学省は「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省告示）[7]を、厚生労働省は「厚生労働省の所管する実施機関にお

ける動物実験等の実施に関する基本指針」[8]、そして、農林水産省は「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」[9]をいずれも2006年に策定した（3省基本指針の策定）。これらによって、3省のそれぞれの管轄機関において進められる動物実験の適正な実施の管理に向けて連携する仕組みが構築された。同時に、各機関が動物実験等に関する規程を整備する際のモデルとしうる「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（以下、「日本学術会議共通ガイドライン」）[10]が日本学術会議より報告された。以上の経緯を経て、改正法、改定基準、及び新規に策定された基本指針とガイドラインのすべてが2006年6月1日に一斉施行され[11]、我が国の機関管理を原則とした動物実験の実施体制「2006年体制」が整った（表1）。

表1. 我が国の適正な動物実験に関する2006年体制を支える法令指針等		
年	事項等	担当省庁等
2005	動物愛護管理法（改正）[1]	環境省
2006	実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準[2]	環境省
2006	研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針[7] 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針[8] 農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針[9]	文部科学省 厚生労働省 農林水産省
2006	動物実験の適正な実施に向けたガイドライン[10]	日本学術会議

したがって、2023年の現時点において（1）「動物愛護管理法」（2020年に改正）、（2）「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、（3）文部科学省、厚生労働省、及び、農林水産省のそれぞれの「動物実験等の実施に関する基本指針」、そして、（4）日本学術会議が報告した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」が、「動物実験の2006年体制」を支える法令・指針等として整備されており、現在、これらを遵守した動物実験管理が全国的に進められているところである（表1）。特に、この3省基本指針は、いずれも動物実験の機関管理の原則を明示しており、その中でも、実施機関の長に対して、自己点検及び評価を行うとともに外部検証の実施に努めること、及び、動物実験等に関する情報と外部検証の結果等について適切な方法により公開（情報公開）すること、を求めている。

しかし、これらの一見充実したかに思われる制度群の精査からは、2006年体制に基づく適正な動物実験の管理という目的において、それを支える制度に、不十分な点があると結論せざるを得ない。まず、これらの基準・指針等は、これら3省庁が所管する研究機関等とそこで行われる動物実験のみをその適応対象としており、これら以外の研究機関は、現状では管理の対象外となっている。第二に、これらの3省基本指

針では、動物実験の実施に関する外部検証の実施があくまで努力目標とされており、透明性と客観性の担保に必須である外部検証が徹底されていない。そして、第三に、情報公開をすることとされながら、その情報をどのように一元的に集約するかなどその具体的方策がどの指針にもガイドラインにも示されていない、などの問題点が指摘されてきている。さらに、3省基本指針の対象外の機関の外部検証や情報公開に関する状況についてはほぼ情報がないのが実情である。

3. 動物実験等の機関管理の現状

動物愛護管理法の主管省庁である環境省は、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準[2]において、「動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものである」という「基本的な考え方」を明示している。

この原則的な考え方を受けて、文部科学省・厚生労働省・農林水産省の3省基本指針は、それぞれ「地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要な、やむを得ない手段」（文部科学省）[7]「人の健康の保持増進及び医学の進展等のためには、動物実験等は必要不可欠な手段」（厚生労働省）[8]、そして、「農林水産に関する試験研究及び検査は、広く動植物を対象とした生命科学を基盤とし、安全な食料の生産とその安定的供給を通じて国民生活の向上に寄与するとともに、環境との調和により持続的発展を目指す我が国の農林水産業を科学的・技術的側面から支えている。こうした試験研究及び検査では、諸課題の解決に必要なやむを得ない手段」（農林水産省）[9]との立場を明記している。

すなわち、3省のそれぞれが所管する研究機関等ごとに使用される動物や動物実験を行う目的の差はあるものの、いずれも「動物実験は必要不可欠な手段である」との原則が明確に打ち出されている[7-9]。そしてその実施にあたっては、「動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること」が求められており[2]、実施の最終的な責任が、各実施機関・研究機関の長にあることをこれらの指針は明記している[7-9]。これらによって我が国の動物実験が「機関管理」の原則に則って行われる体制が整ったといえることができる。

一方、基本指針を踏まえて各研究機関が規程等を整備する際のモデルとして作成された日本学術会議共通ガイドライン[10]にも「生命科学を推進するには、その必要性を最もよく理解している研究者が責任をもって動物実験等を自主的に規制することが望ましい」「医学、生命科学の教育、研究ならびに試験に際して動物実験は必要不可欠であり、それぞれの実施機関等が責任をもって自主的に管理し、実施すべき事柄である」と明記されており、ここでも我が国の動物実験が「機関管理」の原則に則って行われるべきであることが宣言されている。

このような原則に基づき、3省庁指針は、動物実験の管理を各機関の責任で行うこ

とし、以下の6項目を各機関の長の務めとして明示している。1)動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じること、2)機関内規程を策定すること、3)動物実験委員会を設置すること、4)動物実験計画を動物実験委員会の審査を経て承認または却下すること、5)動物実験計画の実施結果を把握すること、及び、6)教育訓練等を実施すること。これらを表2にまとめた。文部科学省基本指針をもとに策定された厚生労働省及び農林水産省の基本指針もほぼ同様の内容からなっている。

表2. 動物実験基本指針の概略（文部科学省の指針を例として挙げる）	
1	定義
2	研究機関等の長の責務（研究機関長の責務、機関内規程の策定、動物実験計画の承認、動物実験計画の実施の結果の把握）
3	動物実験委員会（動物実験委員会の設置、動物委員会の役割、動物実験委員会の構成）
4	動物実験等の実施（科学的合理性の確保、安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等）
5	実験動物の飼養及び保管
6	その他（教育訓練等の実施、基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証、情報公開）

これらの項目は、一部の項目（後述）をのぞき、2006年の策定以降、各指針の対象となる機関ほぼすべてにおいて遵守され、概ね励行されていることが調査報告されている[12、13]。したがって、この2006年体制の基盤である「機関管理」が我が国においても定着し、この制度のもとに適正な動物実験が進められているとよい。

しかし、この機関管理の現状において、大きく2つの問題が残されている。第一に、これら3省の基本指針の対象とならない機関・組織においては、ここに定めた基本指針に準じた制度がなく、十分な管理がなされないまま動物実験が進められている可能性を挙げなければならない。管轄省庁の指針がないため、次善の策として日本学術会議共通ガイドラインに準拠した管理体制を整えている機関も一部あるものの、その実情と実態は公的に把握されていない。したがって、我が国を挙げた機関管理制度を整え、その理念に沿って動物実験が実施されているとは言い切れないのが現状である。

第二に、これらの指針が、表2の第6項目にある「基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証、情報公開」を、研究機関が行うべき務めとして明確に定めていない、という問題がある。例として、文部科学省基本指針では、「自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること」、「動物実験等に関する情報（中略）を、毎年1回程度、インターネットの利用、年報の配付その他の適切な方法により公表すること」とあるのみであり、外部検証と情報公開に関し、その実効性は高いとはいえない。これらの動物実験の客観性と透明性を支える事項の不備について、第4節・第

5 節に詳述する。

4. 我が国における動物実験の外部検証の現状

前節に述べた我が国の動物実験の基本体制である「機関管理」は、動物実験の「必要性を最もよく理解している研究者が責任をもって動物実験等を自主的に規制する」[10]ことを基盤としている。一方、その際に行われる動物実験が、社会的な理解と支持に基づいて進められるためには、その実施における客観性と透明性が重要であることは述べるまでもない。環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」[2]には、「実験動物の飼養及び保管並びに科学上の利用が、客観性及び必要に応じた透明性を確保しつつ、動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるように」努めるべきであることが明記されており、この立場からも、動物実験を進める各機関が、当該機関における動物実験に関する実態に関して、第三者による外部検証を受けること、ならびに、各機関から社会に向けて情報公開を行うことが必須であることが強く支持される。

我が国の動物実験の「2006 年体制」においても、「外部検証」と「情報公開」の重要性と必要性に基づいた記述が各指針に明記されており、3 省基本指針及び学会会議共通ガイドラインにも外部検証に関する記載がある（表 3）。

表 3. 3 省基本指針等における自己点検評価及び外部検証に関する記述	
指針	自己点検評価及び外部検証に関する規程
文科省基本指針 [7]	研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。
厚労省基本指針 [8]	実施機関の長は、定期的に、実施機関における動物実験等の本指針及び機関内規程への適合性について、自ら点検及び評価を行うとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めるものとする。
農水省基本指針 [9]	研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等のこの基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を行うとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めるものとする。
学会会議共通ガイドライン [10]	機関等の長は、動物愛護に配慮した科学的な動物実験等の推進を図るため、指針等ならびに規程等への適合性に関し、定期的に自己点検・評価を行う。また、当該機関等以外の者による検証を行うことを考慮する。

これらの指針に基づき、2009 年以降、動物実験の自己点検評価と外部検証が進められてきた。特に、「外部検証」に関しては、2009 年以降、当初、国立大学法人動物実験施設

協議会及び公私立大学実験動物施設協議会が、2017 年以降は公益社団法人日本実験動物学会が中心となって文部科学省指針の対象機関において、また、公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団内動物実験実施施設認証センター、その後、一般財団法人日本医薬情報センターが中心となって厚生労働省指針の対象機関において、動物実験基本指針への適合性及び実験動物飼養保管基準等の遵守状況に関する外部検証を実施してきた[14、15]。これらの機構は、研究機関等や実験動物生産機関における動物実験の機関管理を第三者的立場より評価する機構として適正な評価検証活動を推進し、社会に理解され信頼性と透明性の高い機関管理制度の構築に貢献してきた。

しかしながら、動物実験を実施する機関において、このような第三者機構による外部検証を受検してその結果を公表している機関は決して多くはない。文部科学省は毎年、定期的に同管轄機関における動物実験の実態調査を進めているが、令和 4 年度の調査によれば、機関内規程がほぼ 100%の機関で定められているのに対し、外部検証の受検率はおよそ 60%程度であり[12]、機関管理に基づく動物実験の客観性と透明性の担保による社会の十全な理解と支持を得ているとはいえない。

このような外部検証の不十分な実施の背景には、表 3 にあるように、指針・ガイドラインに「実施することに努めるものとする」「検証を行うことを考慮する」などの表現が用いられていることが第一に挙げられる。上述のように、機関管理を行う各機関の動物実験の客観性と透明性を担保するためには、信頼できる機構による第三者評価を受けることは必須であるにもかかわらず、現行の 3 省基本指針は、その実施と結果の公表が、動物実験を進める者の責任として実施されなければならない務めであることを明記していない。このような状況では外部検証を受ける機関の数の上昇は期待しがたい。このような表現になっているのは、おそらく、この制度が導入された 2006 年当時の動物実験をめぐる未熟な環境の影響も多いと想像されるが、この制度の導入から 17 年が過ぎた現在、動物実験を行う者の意識も制度も飛躍的に高まっており、外部検証が責務であるという考えもこんにち、広く受け入れられるものと考えられる。また、関連の背景として、信頼性のある公的な外部検証機関の統一や国のレベルでの機関認証が徹底されておらず、受検する機関にとっての閾を高めているという現状もある。これも、一部は、外部検証の実施と結果の公表が責務として明記されていないことに由来すると考えられる。したがって、機関管理を行う各機関の動物実験の客観性と透明性を担保するために、外部検証を受けその結果を公表することを各機関の責務として明確に提示し、それに対応できる公的制度の設置が必要である。

5. 我が国における動物実験の情報公開の現状

前節に述べたように、動物実験の「2006 年体制」には「動物実験の適正な管理に関する情報公開」に関する記述も各指針に明記されている（表 4）。

表 4. 動物実験の適正な管理に関する情報公開に関する記述	
指針	情報公開に関する規程
文科省基本指針 [7]	動物実験等に関する情報（例：機関内規程、動物実験等に関する点検及び評価、当該研究機関等以外の者による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等）を、毎年 1 回程度、インターネットの利用、年報の配付その他の適切な方法により公表すること。
厚労省基本指針 [8]	点検及び評価の結果等について、適切な方法により公開すること。
農水省基本指針 [9]	動物実験等に関する情報（例えば、機関内規程、動物実験等に関する点検及び評価、当該研究機関等以外の者による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等）について、毎年度、インターネットの利用、年報の配布その他適切な方法により公開するものとする。
学術会議共通ガイドライン [10]	機関等における動物実験等に関する情報について、個人情報や研究情報の保護及び正当な企業活動への影響に配慮しつつ、それぞれ適切と判断された方法で公開を行い、当該機関等における動物実験等に係る情報の社会的透明性の向上に努める。

文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等の遵守状況に関する令和 4 年度調査結果」[12]によれば、動物実験に関する情報公開は、機関内規程を設けているほぼすべての機関において行われているという。同結果によれば、調査対象機関 1、204 機関のうち動物実験等を実施している機関は 396 機関であり、そのすべてが、機関内規程を設け、情報公開を行っている（または予定している）という。前節に述べた外部検証実施率の低さとは異なり、この情報公開の実施率の高さの原因は、その容易さにあると推察される。事実、これら 396 機関のうち、393 機関が、インターネットで情報公開を（もしくは予定）している。WEB を利用した公開は、各機関のホームページの利用などで容易に可能であり、これが情報公開の実施率を高めていることは間違いない。最も多くの機関がその対象となる文科省の管轄の機関における調査結果であることもこの高い数値に反映されていると推定される。

では、何が問題なのか？問題は、現状において、どのような情報を公開するのかが統一されておらず、何をどのように公表するかが各機関にゆだねられているため、公表された情報がどのように集約され管理されるのかが定められていない点にある。表 4 にあるように、3 省基本指針等には具体的な公表項目は示されておらず、その公表された情報をどの機関がどのように集約するのかが記されていない。その主な原因は、そのような動物実験に関する情報の一元的集約を目指した制度がないためであり、現制度に基づく情報公開の社会的な意義を低めているといわざるを得ない。

上述したように、我が国の動物実験推進の基本原則は機関管理であり、外部検証（認証）を受けた機関や施設での情報公開の内容についても、それぞれの機関や施設の判断に委ねられている。さらに、表 4 にあるように、このように 3 省の基本指針の間にも差異があるため、全国の機関における情報公開の状況は機関や所轄官庁ごとにかき離れている。繰り返すが、これら 3 省の所轄以外の機関では、どのような情報がどのように

公開されているのか、あるいはいないのか、まったく把握されていない。文部科学省は独自に所管のすべての機関に対して「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等の遵守状況を把握する調査を毎年行っており、この調査に基づき、動物実験を実施している機関の数、動物実験基本指針の整備ならびに遵守の状況、動物実験計画の実施状況、及び外部検証受検の状況を定期的に調査し、機関管理の最新の動向を把握している[12]。しかし、このような体制を整え実施しているのは文部科学省など限られた省庁のみであり（近年農林水産省でも同様の調査が行われ[13]、環境省でも準備を始めている）、他省庁の所管機関やさらに詳細な全国レベルの動物実験の実施状況の動向にまでには至っていない。これは、我が国における動物実験の状況を全国レベルで把握し、国際的水準と比較する上での大きな障壁となっており、早急に解決されなければならない問題の一つである。

実際に、どのような情報が公開されるべきかについては、国立大学法人動物実験施設協議会及び公私立大学実験動物施設協議会が推奨してきた表5の項目が参考になると考えられる [16]。

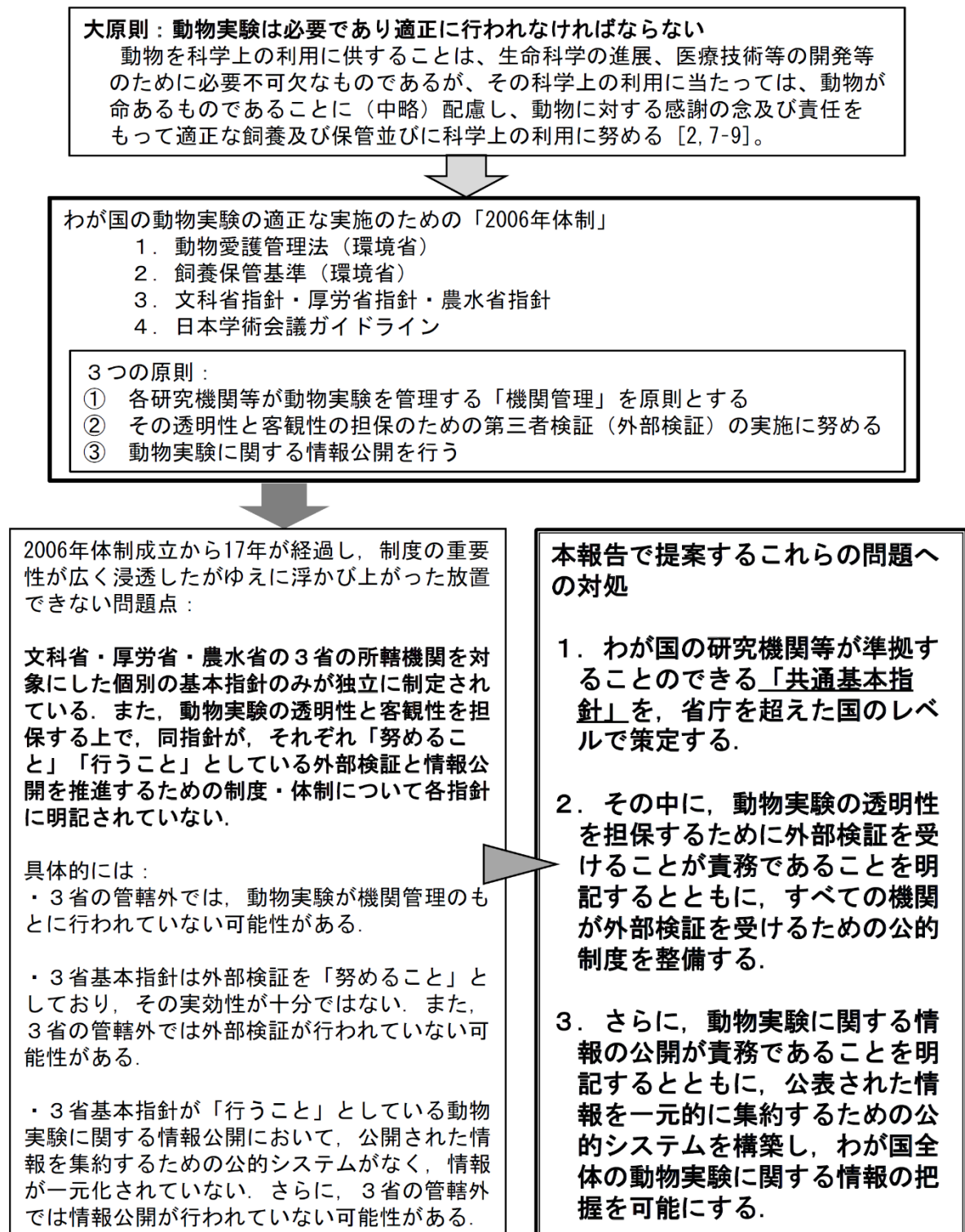
表5. 国立大学法人動物実験施設協議会及び公私立大学実験動物施設協議会が推奨する情報公開項目
(1) 機関内規程 (2) 自己点検評価の結果 (3) 外部検証の結果 (4) 飼養及び保管の状況（動物種、動物数：毎年の特定期日の飼養数あるいは一日当たりの平均飼養数、施設の情報：機関の長によって承認された飼養保管施設の総数並びに主要な飼養保管施設の名称） (5) 前年度の実験計画書の年間の承認件数 (6) 前年度の教育訓練の実績（実施月日、実施内容の概略、参加者数） (7) 動物実験委員会（当該年度4月1日時点での委員の構成（基本指針に示された役割ごとの委員の所属部局及び専門分野）

現状において、文部科学省基本指針の対象となる機関ではこれらの情報の公開が進んでいるが、統一された項目の情報が全国の機関から公表されることが、動物実験の透明性を担保するためには必須であり、それを容易にし、さらにそこで情報の一元化と集約を進める公的システムの構築によってこれらの不十分な点は解消されるものと期待される。

6. 現状の3省基本指針に基づいた管理体制の問題点のまとめ

以上のように、現行の動物実験2006年体制においては、3省基本指針に基づいた管理体制のもと、適正な動物実験の施行と管理を担保しうる制度が整いつつある。しかしながら、ここまでに指摘したように、我が国において動物実験の実施が統一的に管理されているとまでは言えず、なお不十分な点が残されている。これらの問題点を図1に審議結果の骨子として模式的にまとめた。

図 1 審議結果の骨子



以下に、図1にまとめた現状の体制の3つの問題点とそれらに対する実験動物分科会の審議で合意された対応策を解説する。

第一の問題点は、現在の動物実験基本指針が、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省の3省の所管の機関を対象としてのみ定められている点である。

厚生労働省及び農林水産省の基本指針は、概ね文部科学省の動物実験基本指針をもとに制定されているが、細部において異なっている。このように3省庁の基本指針が混在している状況は、我が国の動物実験を支える体制が統一されていないことを意味しているに他ならない。

さらに看過できない問題として、3省基本指針の適用対象外となる国や法人の機関では、国の基本指針の管理外での動物実験が許容されていることを挙げなければならない。動物実験が行われているこのような機関の数は決して少なくないと推定されている。このような状況の放置は、科学的見地からも、また、国際状況に照らし合わせても望ましいことではない。これらの3省の基本指針の統一、及び、3省以外の諸省庁が管轄する機関及びその他の法人等にも共通して適用される「共通基本指針」の策定と制度化を通じて、全国共通の基本方針による動物実験実施体制を整えることが急務である。

第二の問題点は、動物実験の客観性と透明性を担保することを目的とした外部検証とその結果の公開が、現在の3省基本指針において「努めること」とのみされている点である。さらに、上述した通り、3省基本指針の対象となっていない機関においては、外部検証とその結果の公開が行われているかどうか、把握すらできない現状となっている。

このような状況を改善して、我が国の適正な動物実験のさらなる推進を図るためには、前項で挙げた、現行3省基本指針の共通基本指針への拡充の際に、外部検証と社会に向けたその検証結果の公開を、各機関が担うべき責務とすることを明示的に盛り込むことが望ましい。この外部検証とその結果の公開は、各機関において進められる動物実験の客観性と透明性を担保することとなり、国民の機関管理への信頼を高めるとともに、国際社会の中で日本の生命科学の評価をさらに高めるために必須である。

第三の問題点は、3省基本指針の対象機関において、各指針に基づいて公開されている動物実験に関する情報が、一元的に集約されていないため、我が国における動物実験の実情把握に資していない点である。その理由は、ひとえに、公開された情報を一元的に把握する公的な制度が構築されていないことにある。そのため、我が国の動物実験の状況は、上述の文部科学省による調査を除いてまったく統一的に把握されておらず、基本指針の実効性の十分な評価や、国際水準との直接的比較が困難な状況が続いている。繰り返すが、3省基本指針の対象外の機関の情報が一切把握されていないことは、述べるまでもない。既に機関管理によって個別に進められている動物実験に関する情報公開に加えて、上記の外部検証結果に基づく動物実験の全国的な実施状況と動向を可及的一元的に把握し公開化するための公的な制度の構築とその運用が望まれる。

これらの3つの問題点を緊急に解決して我が国の動物実験管理体制を拡充するため、共通基本指針の策定と適用を制度化すること、この共通基本指針に各機関における外部検

証とその情報公開が責務であることを明記すること、公開された情報の公的な情報集約公表システムの構築と運用を図ることが、実験動物分科会での審議で得られた結論である。

7. 本報告をめぐるグローバルな状況～経緯と現状

ここまで、責務としての外部査察と公開情報の一元的集約を明記した省庁を超えた共通実験指針の策定についての提案を示してきた。このような適正な動物実験のための制度の現状やそれをめぐる改善は、我が国のみで起きていることではない。もとより、生命科学・医科学・畜産科学等の推進のために動物実験を行うことは18世紀より特にヨーロッパにおいて進められてきたことであり、その適正な推進に関する社会的な合意形成のための基盤は長い時間をかけて国際的に、かつ、それぞれの国・地域の諸状況を踏まえて培われてきたものである。ここでは、科学的目的のための動物の使用に関する国際的な状況を概括し、特に本報告で提案している「共通実験指針・外部検証の責務・公開情報の一元化」に関連した国際的な状況をまとめ、その必要性和意義について述べる。

生命科学は人類の福祉と健康に多くの貢献をなしてきた。ユネスコと国際科学会議が共催した世界科学会議におけるブタペスト宣言（1999年）では「科学研究は健康や社会の福祉の分野における強い推進力の一つであり、科学的知識のさらなる利用は人類の健康の質的向上にとって大きな力となる」と述べられている。これらの生命科学研究の多くがいずれかの段階に動物実験を含んでいることは言うまでもない。また基礎研究の成果を臨床に適用するためには、ヘルシンキ宣言（世界医師会、1964年）を遵守し、必要な場合には動物実験によりその安全性・有効性を確かめることが世界的にも標準となっている。さらに、食品・医薬品の安全性や有効性試験など広範な分野でも、動物実験が人間の健康と福祉を実現するために必要不可欠な手段となっている。生命科学の飛躍的進歩をもたらす重要な研究成果に与えられてきたノーベル賞・生理学医学賞122件（1901～2022年）のうち86件（71%）が、脊椎動物を使用した動物実験の成果に対して授与されている。また、世界的に感染が拡大し、人類の脅威となっている新型コロナウイルスに対応したワクチン、治療薬の開発そして病原性に関する研究において、動物実験が果たした役割も大きい。今後も、原因未解明、治療法未開発、機序未同定のさまざまな疾患や生理機能に対して、動物実験を用いた生命科学研究が進められ、健康と福祉に貢献していくことは疑いない。

このように、動物実験が人類の福祉と健康に必要不可欠であるという認識は、広く世界的にも共有されてきている。だが同時に、動物は命のある存在であり、また、生き物として痛みや苦痛を経験しうることを念頭に置いてその愛護と福祉に配慮した適正な動物実験を行わなければならないという認識も同様に広く共有されている。観察方法の進歩に伴い、げっ歯類はもちろんのこと、進化的に古い無脊椎動物などにおいても「sentience」（意識に上らない痛みや飢餓などの苦痛などの原始的感覚）が存在するとする研究成果が多く報告されてきた[17、18]。国際的に共有されている「3Rs」の原則[6]を遵守したうえで動物実験をどのように動物の福祉に配慮して人道的に行う

べきか、という問題は、動物実験を必要とする社会に対し、動物実験に関わる者はどのように責任を持って行動すべきか、という問題として、それぞれの国の文化、歴史、生命観などに関連して議論され、それぞれの固有の動物実験の体制が整えられてきたところである[19、20]。

このような状況を受けて、実験動物に関する国際機関である国際実験動物学会議（International Council for Laboratory Animal Science、ICLAS）、及び、国際医学団体協議会（Council for International Organization of Medical Sciences、CIOMS）は、動物実験を行う際の基準の参考となるガイドラインや、実験等に用いられる動物に対する人道的な取り扱いや倫理観の普及のための11項目からなる原則を公表し、これらは動物実験に関する国際的なコンセンサスとして世界的に受け入れられている。2012年、ICLASとCIOMSは国際原則の改訂版[19]を協同で発表し、それまでの原則の内容をより具体化するとともに、原則の順守状況を点検、評価、監督する制度の導入を明記した。これらによって、動物実験の実施に関する倫理的基盤とその客観性と透明性を担保するための共通の基本原則が国際的に完備されるに至った。実験動物分科会の審議結果の理念的基盤はこれらの国際的な原則に基づいている。

一方、これらの原則をどのように現実の制度に反映させその実効性を担保するか、という具体的方策は、各国の法制度、研究機関の管理様式、研究費の財源などの国ごとの違いに依存してそれぞれ大きく異なったものとなって今日に至っている[21]。たとえば、欧州連合（EU）加盟国（離脱前のイギリスを含む）においては、EUが制定した「実験動物の保護に関する指令」に基づいて各国が制定した法律に基づいて、「中央管理」を基本理念としてほぼ統一的に動物実験が管理されている。我が国のような、省庁ごとに基本指針が異なる、という事態はこの制度の設計において退かれており、動物実験も行政当局による審査・承認・査察下で進められているため、本報告で論じられている外部検証や公開情報の集約などの問題は制度的に解決されている。一方、アメリカにおいては、我が国と同じ「機関管理」を基本原則としており、動物の飼養・保管や、医学研究などがそれぞれ農務省と保健福祉省と異なる省庁の所管下にあるなど、我が国に似た問題を抱えている。このように、国際的にも、共通の実験指針のもとに動物実験を進めるべきであること、また、その際の外部検証と情報公開を国家主導もしくは機関主導で進めていくべきであることについては社会的な合意が成立しているとみなされるものの、その具体的制度化はそれぞれの事情に応じて進められている。

したがって、両者の制度を直接比較することはできないが、EU加盟28か国（イギリスを含む）及びノルウェーでは、科学的目的での動物の使用に関する情報へのオープンアクセスを通じて透明性を向上させるため、動物実験の実施状況のデータを加盟国により収集し、毎年欧州委員会(EC)に提出され、ALURESデータベース（統計データベースとプロジェクト概要データベース）として公開している[22]。一方、アメリカでは農務省と国立衛生研究所の2つの連邦機関、及び民間の American Association for Accreditation of Laboratory Animal Care International (AAALAC-International)[23]のそ

れぞれが、監督する機関からの動物使用状況に関するデータを収集している。同連合は科学者によって構成される非営利団体であり、農務省による使用保管施設の査察とは別に、認定を求める施設を対象とした施設認証を行っている。このように、EU 関連諸国と異なり、アメリカの制度においては、連邦政府からの研究補助金を受けた機関での動物実験に関する国立衛生研究所による情報収集と査察・調査（納税者への報告義務との観点から）、AAALAC の認定を自発的に求めた施設での動物実験に関する情報、及び、研究用に飼育されたマウス・ラットを除外した動物福祉法の規程に基づく農務省による管理、などの制度が混在しており、検証と情報統一の面では不十分な状態である[24]。実験動物分科会は、責務としての外部検証と公開情報の一元的集約を明記した共通実験指針の策定は、アメリカ型の機関管理制度と、EU 型の情報中央集約型制度の長所を我が国の実情に適合させて融合させた、国際的にも先進的な制度の構築につながり得ると考える。

8. 動物実験等の機関管理制度の充実を目指して

上記の3点の問題を解決、改善し、我が国の動物実験をさらに広く充実した制度として公的に整えていくために、（1）現行の機関管理制度のもと、全国的、特に、公的な省庁・組織・民間が準拠しうる共通基本指針を策定すること、（2）動物実験に関する外部検証の実施が各機関の責務であることをこの共通基本指針に明記すること、そして、

（3）公開された情報を集約し公開するシステムの整備を行うことの3点を、研究者集団の総意に基づき行政や関係機関そして広く社会に向けて提案して実現すべきである。そのために、日本学術会議から早急に「見解」等の意思の表出が必要である理由を以下に記す。

（1）日本学術会議から意思を表出すべき理由

本報告においてその推進を提案する動物実験に関する制度の改善は、動物実験が行われている我が国のすべての機関を対象とするものであり、動物の愛護及び管理に関する法律の主管省庁である環境省、及び、現在指針を設けている文部科学省、厚生労働省、及び農林水産省だけではなく、動物実験が行われている日本のすべての研究機関を管轄する行政組織及び関連機関などでの共通指針の策定を求めるものである。したがって、個別の学協会等の主導によってこれらの関連省庁等の動向をとりまとめることは不可能であり、日本学術会議からの意思の表出によって、国のレベルでの対応を促すことが必要である。実際、過去において、日本学術会議は1980年に「動物実験ガイドラインの策定（勧告）」[3]を、次いで2004年に「動物実験に対する社会的理解を促進するために（提言）」[5]を政府に提出している。

（2）この時期に「見解」等の意思の表出が必要である理由

2025年以降の早い時期に進められると想定されている「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正の時期までに、これらの問題解決に向けた具体的対応が着手され、現在の「機関管理」の理念を維持したうえでさらに実効性のある制度に強化させる必要がある。そして今後、行政、関連組織、関係機関及び市民と議論を重ね、本報告の骨子である3つ

の提案の詳細につき、国際的な視点も加え合意形成を早急に目指す必要がある。

2006年に施行された同法律は、以後、2回の改正を経ており、最近では2018年に改正され2020年6月に施行されている。同法律附則（令和元年六月一九日法律第三九号）第八条第一項（注1）及び第九条三項（注2）の検討課題は機関管理に関連し得るものである。また、同十一条には「前三条に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」としているため、次回の改正は前回の施行から5年経った2025年以後と想定される。

機関管理を中心とした3省庁基本指針と学術会議共通ガイドラインを基本とした現行の体制は、2006年の制定以来、改定されておらず、これらの法制度の整備もとに進められてきた制度への理解とその普及、及び、この間の科学技術の進歩、特に、動物実験の適正化と3Rs原則[6]の推進に関する知識と経験の蓄積が十分に反映されていない。これらを踏まえて2025年以後に予測される動物の愛護及び管理に関する法律の改正に備えるため、早急な意思の表出を目指す必要がある。

9. 報告の骨子

上記の3点の問題点を解決、改善するために、共通基本指針の策定と適用の制度化、外部検証が各機関の責務である旨の明記、及び公的な動物実験情報集約体制の構築の3点を国の主導によって推進し、それを通じて、我が国の動物実験を、さらに広く、充実した制度として公的に整えていくことが必要である。これらを実現するには、研究者集団の総意に基づく提案とそれに対する行政や関係機関、そして広く社会からの理解と支援が必須である。このため、政府や関係機関及び社会に向けた提案として、日本学術会議から「見解」等の意思の表出を行うべきである。

その具体的内容を以下に記す。

- (1) 文部科学省、厚生労働省及び農林水産省以外の諸省庁も含め、動物実験を行う公的な省庁・組織・民間が準拠しうる「共通基本指針」を制定し、その遵守を我が国の動物実験の標準として制度化することを提言する。
 - (2) 各機関において進められる動物実験の透明性を担保しうる外部検証と、社会に向けたその検証結果の公開が、動物実験を進める機関が責任を持って進めるべき責務であることを、(1)の共通基本指針に明示的に記すことを提言する。
 - (3) 機関管理によって個別に進められている動物実験に関する情報公開に加えて、上記(2)の外部検証結果に基づいた動物実験の全国的な実施状況と動向を可及的一元的に把握し公開化するためのシステムを整備することを提言する。
- これらの対策の実施により、国民の動物実験の機関管理への信頼を高めるとともに、国際社会の中で日本の生命科学の評価をさらに高めることになるものと信じるものである。

10. おわりに

動物実験は、人の健康的な生活を確保し、福祉を促進することのみならず、動物の健康増進等のために必要であり、さらに高まるパンデミックを含む医療問題、あるいは食料問題をはじめとする多くの課題を解決するためにも動物実験の意義はますます増大している。しかしながら、動物実験は、科学的にもとより、動物愛護の観点から適正に行うことで、広く社会の理解と支持を得られていくことを改めて認識する必要がある。

現在実施している動物実験の機関管理をさらに全国的に実効性あるものとするためには、本報告の主旨である「共通基本指針」の制定と、それを基準とする「外部検証とその検証結果の公開」の実効性の向上、ならびに、各機関から公表される情報を一元的に集約する体制の構築が必要である。

日本学術会議実験動物分科会は、上記の条件を満たす我が国の「共通基本指針」の制定を実現するため、基本指針を施行している3省を含め、関係官庁及び関連学協会ならびに関係機関（動物実験を実施している研究機関等）との十分な協議の上、日本学術会議として本報告にまとめられた内容を「見解」等として意思の表出を行うべきであると合意した。

参考文献

1. 環境省. (1973). 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号). Retrieved from <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348AC1000000105>
2. 環境省. (2006). 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準. Retrieved from https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h25_84.pdf
3. 日本学術会議. (1980). 動物実験ガイドラインの策定について. Retrieved from <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/09/11-31-k.pdf>
4. 文部省. (1987). 大学等における動物実験について. Retrieved from <http://www.med.akita-u.ac.jp/~doubutu/sisin/daigaku.html>
5. 日本学術会議第7部. (2004). 動物実験に対する社会的理解を促進するために(提言). Retrieved from <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1015.pdf>
6. William Moy Stratton Russell and Rex Leonard Burch. (1959). The Principles of Humane Experimental Technique (Methuen, London).
7. 文部科学省. (2006). 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針. Retrieved from https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm
8. 厚生労働省. (2015). 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針. Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/honbun.pdf>
9. 農林水産省. (2006). 農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針. Retrieved from https://www.affrc.maff.go.jp/doubutsujikken/attach/pdf/doubutsujikken_kihonshishin-5.pdf
10. 日本学術会議. (2006). 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン. Retrieved from <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-k16-2.pdf>
11. 鍵山直子. (2007). 実験動物関連法令と実験動物ガイドラインの6月1日付一斉施行について. 腸内細菌学雑誌. 21:1-8.
12. 文部科学省. (2023). 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等の遵守状況に関する令和4年度調査結果. Retrieved from https://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n2371_01.pdf
13. 農林水産技術会議事務局研究企画課. (2023). 研究機関等における動物実験等の実施状況に関する調査結果について. Retrieved from https://www.affrc.maff.go.jp/doubutsujikken/attach/pdf/doubutsujikken_kihonshishin-1.pdf
14. 一般財団法人日本医薬情報センター. (2021). 動物実験実施施設外部検証・認証事業. Retrieved from <https://www.japic.or.jp/calac/>
15. 公益社団法人日本実験動物学会. (2023). 動物実験に関する外部検証事業. Retrieved from <https://www.m-kenshou.org/index.php?page=achievement>
16. 国立大学法人動物実験施設協議会. (2013). 動物実験に関する情報公開に関する更なる

取組について. Retrieved from

https://www.kokudoukyou.org/index.php?page=kankoku_koukai

17. Birch, J., Burn, C., Schnell, A., Browning, H., Crump, A. (2021). Review of the evidence of sentience in cephalopod molluscs and decapod crustaceans. London: LSE Consulting. LSE Enterprise Ltd. The London School of Economics and Political Science. Retrieved from <https://www.lse.ac.uk/News/News-Assets/PDFs/2021/Sentience-in-Cephalopod-Molluscs-and-Decapod-Crustaceans-Final-Report-November-2021.pdf>
18. Sneddon, L. U., Elwood, R. W., Adamo, S. A., Leach, M. C. (2014). Defining and assessing animal pain. *Animal Behaviour*. 97: 201-212.
<https://doi.org/10.1016/j.anbehav.2014.09.007>
19. Council for International Organization of Medical Sciences The International Council For Laboratory Animal Science. (2012). International Guiding Principles for Biomedical Research Involving Animals.
20. 実験動物飼養保管等基準解説書研究会, 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室編. (2017). 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説. アドスリー.
21. 坂東武彦, 環境省自然環境局総務課動物愛護管理局. (2015). 実験動物の取扱いにかかわる国際情報. 中央環境審議会動物愛護部会 (第45回) 提出資料. Retrieved from <https://www.env.go.jp/council/14animal/y140-45/ref07.pdf>
22. European Commission. (2021). Statistics and non-technical project summaries. Retrieved from https://environment.ec.europa.eu/topics/chemicals/animals-science/statistics-and-non-technical-project-summaries_en
23. American Association for Accreditation of Laboratory Animal Care International (AAALAC international). (2023). American Association for Accreditation of Laboratory Animal Care International. Retrieved from <https://www.aaalac.org/>
24. Carbone, L. (2021). Estimating mouse and rat use in American laboratories by extrapolation from Animal Welfare Act-regulated species. *Scientific Reports*, 11: 493.
<https://doi.org/10.1038/s41598-020-79961-0>

審議経過の記録

審議経過

<分科会開催>

2022年6月17日（オンライン）：意思の表出に向けた協議、ワーキンググループ（WG）選出

2022年11月22日（オンライン）：意志の表出について検討・議論

2023年1月12日（オンライン）：意思の表出申出書の作成について検討・議論

2023年5月2日（オンライン）：意思の表出（見解）文案について検討・議論

<メール審議>

会議開催 日/月/年	議題
10/28/2022	実験動物分科会：意思の表出
11/18/2022	①実験動物分科会の接続先と②意思の表出（見解）の手続きについて
1/7/2023	意思の表出の申出書 2022-12-09
1/13/2023	申出書
1/22/2023	意思の表出（見解）について
1/24/2023	意思表出申出書案
1/27/2023	意志表出申出書
1/30/2023	1/27 18:00 までをお願いいたします【ご確認のお願い】実験動物分科会 意思の表出の申出書について
1/31/2023	実験動物分科会 意思の表出の申出書（最終版）を準備しました．最終確認をお願いします
2/1/2023	リマインド【ご確認のお願い】実験動物分科会 意思の表出の申出書委員会コメント
3/22/2023	意思の表出（見解）提出案
3/24/2023	【ご連絡】意思の表出関係：科学的助言等対応委員会委員長より
3/28/2023	英文タイトル
4/28/2023	実験動物分科会見解提出までの進め方について
5/8/2023	【お願い】実験動物分科会意思の表出について
5/11/2023	【お願い】実験動物分科会意思の表出について
5/12/2023	伺い：事務局提出について
5/13/2023	【今後の作業の効率化のための至急のお願い by 加藤】 Re:提出版 WG 案最終版
5/15/2023	【提出版 WG 案もうすぐ最終版】
5/25/2023	実験動物分科会 WG 最終案
5/29/2023	意志の表出：実験動物分科会提出版
7/5/2023	最終確認【委員会査読結果の送付】見解案「動物実験実施に関する共通基本指針の策定を中心とした機関管理制度の充実について」
7/8/2023	【委員会査読結果の送付】見解案「動物実験実施に関する共通基本指針の策定を中心とした機関管理制度の充実について」

7/14/2023	指摘事項対応
7/17/2023	最終確認「動物実験実施に関する共通基本指針の策定を中心とした機関管理制度の充実について」
7/26/2023	再査読結果について ⇒ 見解案「動物実験実施に関する共通基本指針の策定を中心とした機関管理制度の充実について」
7/28/2023	実験動物学会並びに国動協の配布資料
7/30/2023	最終確認 提出版
7/31/2023	意思の表出（報告）提出版最終確認のお願い
8/1/2023	提出用推敲版 確認のお願い
8/3/2023	指摘事項について、提出版 最終確認のお願い
8/7/2023	確認のお願い：意思の表出 報告案
8/16/2023	実験動物分科会からの意思の発出について
9/13/2023	実験動物分科会 意志の表出（報告）